

学校法人修道学園における「ステークホルダーからのハラスメント」に 関する基本方針の策定について

策定の趣旨：改正労働施策総合推進法の施行に伴い、カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が義務付けられることを踏まえ、本法人の教職員の職場環境及び教育研究環境を保護するために、本法人におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針を策定する。

学校法人修道学園における「ステークホルダーからのハラスメント」に関する基本方針

1. はじめに

学校法人修道学園(以下、「本法人」といいます。)は、建学の精神に基づき、生徒・学生が安全に学び、教職員(派遣労働者を含む。以下同じ)が安心して働くことができる環境を確保し、人権を尊重した運営に努めています。

近年、カスタマーハラスメントが社会的問題となるなかで、教職員が個人として尊重され、人権を侵害されることなく、健全な環境において就労することができるよう、「学校法人修道学園におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針」を策定しました。本法人は、本方針にのっとり、教職員を守り、健全な職場環境及び教育研究環境の維持及び向上のために行動します。

2. 本法人におけるステークホルダーからのハラスメントの定義

本法人では、ステークホルダーからのハラスメントについて、以下のとおり定義します。

教職員の職場(キャンパス等)において行われる、本法人のステークホルダー(学生・生徒・受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄附者、本法人主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、本法人の教育研究活動・事業活動における利害関係者全て)からの言動であって、教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、教職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該教職員が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること。

3. 本法人におけるステークホルダーからのハラスメントの具体例

あくまで以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

(1) 言動の内容(要求内容)そのものが社会通念上妥当性を欠くもの

- ① 公平・公正な評価・運営をゆがめる不当な言動・要求等
- ② 本法人の事業活動とは無関係な内容の要求等
- ③ 教育活動等への過度の干渉・要求等
- ④ 物理的、制度的、時間的に対応が著しく困難又は不可能な要求等
- ⑤ 過度な謝罪の要求や教職員等の処罰・異動・退職等の要求等

(2) 手段・態様が社会通念上相当性を欠くもの

- ① 身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ② 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要、インターネット上への書き込み等)
- ③ 威圧的な言動
- ④ 継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
- ⑤ 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)

4. 本法人におけるステークホルダーからのハラスメントへの対応

本法人は、ステークホルダーからのハラスメントを放置せず、組織として毅然と対処します。正当な意見・要望・要求については、誠実に対応します。

しかしながらハラスメントに該当すると判断した場合は、事案に応じて警察や外部専門家(弁護士等)と連携の上、組織として厳正に対処します。

また、本法人の教職員が、社会通念上許容される範囲を超える言動を行い、身体的・精神的苦痛を与えたり、就業環境を害することも容認しません。